請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する陳情	平成29年９月12日 趣旨了承
市民福祉	「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情	平成29年９月８日 趣旨不了承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

・書式は≪例≫を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が２件以上にわたるときは、１件ごとに提出してください。
・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
・定例会初日前３日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には１人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願（陳情）者が数人連署する場合は全員の氏名、住所、押印をお願いいたします。

《例》

○○○に関する請願(陳情)

平成　年　月　日

綾瀬市議会議長
○○○○　殿

紹介議員
（署名または記名押印）

請願(陳情)者
住所
氏名　○○○○　印

趣旨

理由

議会の動き

●8月
18日　議会全員協議会・議会改革検討協議会
21日　広島県府中町議会議員来市（土曜まなび場事業）
28日　議会運営委員会

●9月
4日　9月定例会本会議（初日）・議会全員協議会
5日　9月定例会本会議（第2日）
8日　市民福祉常任委員会
11日　経済建設常任委員会
12日　総務教育常任委員会
20日　基地対策特別委員会
22日　9月定例会本会議（第3日）
25日　9月定例会本会議（第4日）・議会運営委員会
26日　9月定例会本会議（第5日）
28日　9月定例会本会議（最終日）・議会運営委員会・議会全員協議会・議会報編集委員会

●10月
4日～6日　経済建設常任委員会行政視察（山形県米沢市・福島県福島市・宮城県角田市）
5日　富山県砺波市議会議員来市（市の防災計画、防災対策）
11日～13日　総務教育常任委員会行政視察（福岡県宗像市・福岡県春日市・福岡県古賀市）
18日　議会全員協議会・議会改革検討協議会
23日～25日　市民福祉常任委員会行政視察（福岡県大牟田市・熊本県熊本市・福岡県筑後市）
31日　議会報編集委員会

●11月
9日　広島県廿日市市議会議員来市（仕事改善ハンドブック）
14日　千葉県松戸市議会議員来市（綾瀬ロケーションサービスほか）

9月定例会で可決された意見書・決議

義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、現行義務教育制度の根幹をなしている。しかし、三位一体改革で国庫負担の割合が２分の１から３分の１に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫する状況が続いている。このような中、国庫負担をさらに縮小・廃止することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等の原理を阻害することになりかねない。

また、いじめや不登校等の問題が深刻化する中、子供の貧困や虐待等への対応も求められ、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。文科省が公表した「勤務実態調査」によると、３～５割の教員が１カ月の時間外労働が80時間となっていること、１割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされた。未来を担う子供たちを育む学校現場において、長時間労働を是正するため、教職員定数の改善が必要である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1　教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させるとともに、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。

2　行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年９月28日

綾瀬市議会議長　武　藤　俊　宏

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣
総務大臣　財務大臣　文部科学大臣　　あて

北朝鮮によるミサイル発射実験と核爆弾実験を非難する決議

北朝鮮は国際世論の非難が集中する中、それらを無視し８月29日に弾道ミサイルを発射した。このミサイルは我が国の上空を通過し、北海道・襟裳岬の東方約1,180キロの太平洋上に達した。これは、少しでも間違えれば我が国の領土領海に着弾し、大惨事を招く許しがたい危険な行為である。

さらに間を置かずに９月３日、国際社会が注目する中、６回目となる核爆弾実験を強行した。この実験に使用された核爆弾は過去最大規模のものであり、広島に落とされた核爆弾の10倍以上の規模のものであるとの見解が、我が国政府により示された。

６回目の核爆弾実験を受け、９月11日には国連安保理において、異例の早さで北朝鮮に対しての経済制裁が全会一致で採択されたが、北朝鮮はこれに反発し９月15日に再度、我が国の上空を通過するミサイルを発射した。

これらの行為は平和的解決を望む国際社会の働きかけを無視し、国際社会を挑発するものである。当然、我が国の安全保障を大きく脅かすものであり、断じて容認できないものである。

北朝鮮のたび重なる核爆弾実験やミサイル発射実験は、国連安保理決議に違反するだけでなく、我が国をはじめとする地域及び国際社会の平和と安定を直接的に脅かすものである。これらは断じて容認することはできず、強く非難する。

また、弾道ミサイルだけではなく、たび重なる日本海にミサイルを撃ち込むという行為が実行されたことは、我が国にとり、深刻な脅威であり、これについても強く非難するところである。

北朝鮮に対し、即刻、ミサイルの開発を中止し、核爆弾を放棄して国際社会との対話を求める。

以上決議する。

平成29年９月28日

綾　瀬　市　議　会

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。